



**Q** 電子申請で労働保険の手続きができると聞きました。どのような準備が—などがあります。

必要ですか。また、電子申請を行った場合、電子納付以外の納付方法が選べますか。

**A** 電子申請を行うことができます。

主な手続きには▽労働保険関係成立届▽労働保険概算保険料申告▽労働保険年度更新申告

## 電子申請と口座振替利用

作業としては①電子納付書による現金納  
証明書の取得②パソコンでも可能ですが、口座  
の環境設定③電子申請用データの作成—を  
行い、電子政府の総合  
窓口(e-Gov)から  
申請します。(e-Govの「電子申請シ  
ステムの利用準備をす  
る」を参照)

電子申請は行政窓口  
に出向くことなく、会  
社などから24時間いつ  
でも手続きできます。  
申請や届け出の用紙も  
不要です。また、電子  
申請に手数料はかかり  
ません。

電子申請を行った場  
合でも、電子納付以外  
の方法により納付する  
ことができます。

口座振替依頼書を、  
最寄りの労働局や監督  
署、厚生労働省ホーム  
ページから入手し、希  
望の金融機関の窓口  
に提出してください。(一  
部の金融機関では取り  
扱いできません)  
来年度の労働保険年  
度更新の申告にかかる  
口座振替の依頼は2月  
25日までです。1度手  
続きをすれば、翌年度  
以降も継続して納付す  
ることができます。